

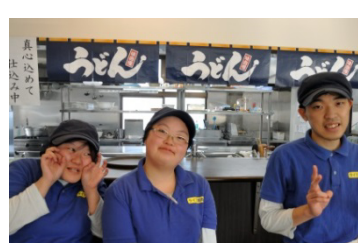


ダイジェスト版

寒川町障がい者福祉計画

(第3次寒川町障がい者計画 ・ 第4期寒川町障がい福祉計画)

計画期間：平成27年度から29年度



寒川町

1. 計画策定の趣旨（第1章）

町では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、平成23年3月に「障がい者やさしさプラン（第2次寒川町障がい者計画）」を、平成24年3月に「第3期寒川町障がい福祉計画」を策定し、障がい者の福祉施策の推進に努めております。

今年度で、2つの計画期間が終了するため、これまで別期間で作成していた「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体的にまとめ、現行計画の基本理念を継承し、国の指針に基づき、「（仮称）寒川町障がい者福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を効果的に推進してまいります。

計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年計画です。

2. 計画の基本理念（第3章）

障がいのある人もない人も、
地域の中で安心して暮らせる社会を目指して

基本方針・目標

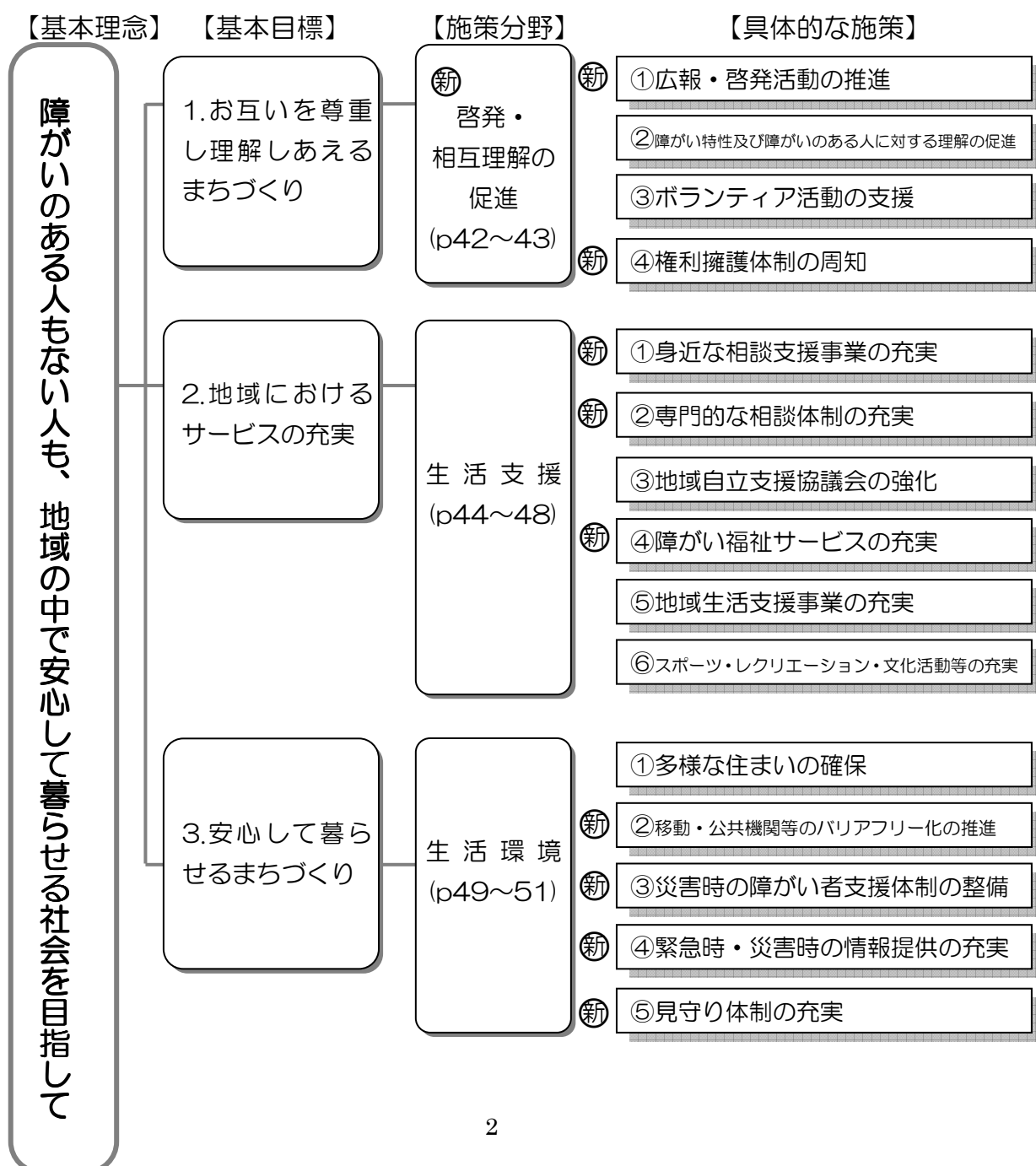
障がいのある人が、社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。

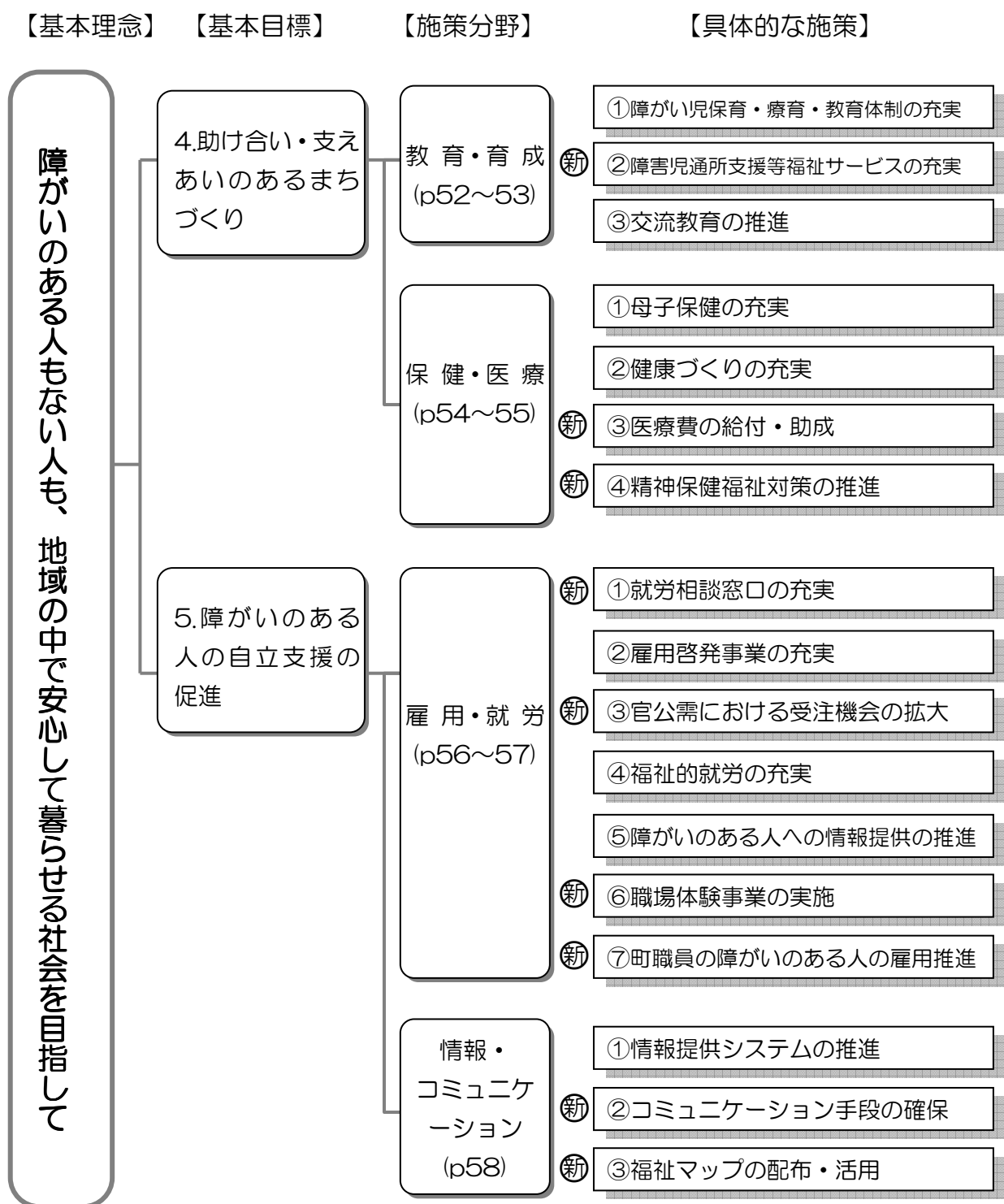
- | | |
|-------|--------------------|
| 基本目標1 | お互いを尊重し理解しあえるまちづくり |
| 基本目標2 | 地域におけるサービスの充実 |
| 基本目標3 | 安心して暮らせるまちづくり |
| 基本目標4 | 助け合い・支えあいのあるまちづくり |
| 基本目標5 | 障がいのある人の自立支援の促進 |

3. 計画のポイント

今後、障害者手帳所持者の増加が予想される中で、障がい者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送るために、障がい特性や家族の状況等を勘案し、適切なサービスを受けるには、相談支援体制の充実が必要と考えられます。このような考えのもと、福祉課窓口における精神保健福祉士等の有資格者の配置や委託相談支援事業所の増設など、相談支援体制の充実を本計画の具体的な施策に盛り込み、重点的な取り組みを進めます。

4. 障がい福祉に関する施策の展開（体系図）（第4章）





※ ①の印は、制度改正や国の指針により、前計画から内容が一部変更になったもの、あるいは新しく創設されたものです。

5. 国の基本指針に基づく平成 29 年度目標値の設定（第 5 章）

（1）施設入所者の地域生活移行に関する目標値（P61）

平成 25 年度末の入所者数は 46 人です。平成 29 年度末での削減目標は 2 人、入所から地域生活に移行する人数の目標は 11 人と設定します。

（2）入院中の精神障がい者の地域への移行に関する目標設定（P62）

障がい福祉サービスにおいて地域移行支援・地域定着支援に毎年度それぞれ 1 人ずつを見込むとともに、福祉課窓口に精神保健福祉士を配置し、相談支援体制の充実を図ってまいります。

（3）**新**地域生活支援拠点等の整備（P63）

医療的ケアなど特別な配慮が必要でサービス利用することが困難な場合や緊急にサービス利用することが必要となった場合の受け入れ機能として短期入所サービスを提供する事業所（障害福祉サービス等拠点事業所配置事業）を広域連携により、当該圏域内に今後も継続して配置してまいります。

また、障がいの重度化・高齢化により多岐にわたる障がい福祉サービスの活用をコーディネートする相談支援機能を強化するため、神奈川県の実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」を活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるように取り組んでまいります。

（4）福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定（P64～65）

平成 29 年度中に一般就労に移行する人数を 10 人、平成 24 年度実績の 2 倍と設定します。また、平成 29 年度末での就労移行継続支援事業の利用者を平成 25 年度末での利用者の 6 割増加の 11 人と設定します。

（5）**新**障がい児支援のための計画的な基盤整備（P65）

児童発達支援事業を中心に、母子保健・子育て支援・教育・福祉支援との連携強化を図り、支援体制を強化してまいります。さらに、各分野が連携を図ることによって、それぞれの専門性をより一層、活かした支援を目指してまいります。

6.障がい福祉サービスの見通し（第 5 章）

■障がい福祉サービスの実績及び見込量（P66～87）

サービス名称	支給量			
	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年 度計画	平成 29 年度 見込
自立支援給付				
居宅介護	570.8 時間	614.5 時間	545.3 時間	829 時間
生活介護	1,649 人日分	1,577 人日分	1,661 人日分	1,808 人日分
自立訓練（機能訓練）	9 人日分	20 人日分	28 人日分	20 人日分
自立訓練（生活訓練）	79 人日分	42 人日分	0 人日分	42 人日分
就労移行支援	153 人日分	152 人日分	142 人日分	157 人日分
就労継続支援 A 型	18 人日分	45 人日分	60 人日分	102 人日分
就労継続支援 B 型	1,183 人日分	1,084 人日分	945 人日分	1,376 人日分
療養介護	6 人分	7 人分	7 人分	8 人分
短期入所	123 人日分	113 人日分	127 人日分	180 人日分
共同生活介護	32 人分	33 人分		
共同生活援助	1 人分	2 人分	37 人分	52 人分
施設入所支援	45 人分	46 人分	45 人分	44 人分
相談支援	10 人分	17 人分	192 人分	317 人分
障害児通所支援				
児童発達支援	18 人分	20 人分	15 人分	18 人分
放課後等デイサービス	2 人分	2 人分	8 人分	17 人分
保育所等訪問支援	0 人分	1 人分	1 人分	5 人分
障害児相談支援	0 人分	1 人分	8 人分	41 人分

※ 24 年度、25 年度は 3 月実績。26 年度のみ 9 月実績。

※自立支援給付サービスとは

1. 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助。
(2) ㊦重度訪問介護	重度の肢体不自由または、重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など、総合的に行います。
(3) 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象とした、外出時における移動に必要な情報提供や支援等。
(4) 行動援護	行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人を対象とした、危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等。
(5) 重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供。
2. 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	常に介護を必要とする人を対象とした、昼間の排せつ、食事の介護等と、創作的活動または生産活動の機会の提供。
(2) 自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を実施。
(3) 就労移行支援	一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を実施。
(4) 就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を実施。
(5) 療養介護	医療と通常介護を必要とする人を対象とした、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援。
(6) 短期入所	自宅で介護する人の病気やレスパイトにより、施設への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護。
3. 居住系サービス	
(1) ㊦共同生活援助 (GHに一元化)	共同生活援助（グループホーム）は、主として夜間において共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助。
(2) 施設入所支援	施設に入所する人を対象とした、入浴、排泄または食事の介護等。
4. 相談支援	
(1) 計画相談支援	相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できるよう支援します。
(2) 地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

※障害児通所支援とは

5. 障害児通所支援	
(1) ㊦児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練など。
(2) ㊦医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。

(3) ㊦放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを支援します。
(4) ㊦保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。
(5) ㊦障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童。

■障がい福祉サービス見込量確保のための方策（P88）

◆サービス提供事業所、近隣市町や関係機関との連携等によるサービス提供体制の充実

町には障がい福祉サービスを提供する事業所、支援の担い手であるヘルパーが不足し、サービスの利用希望に十分に対応できていない現状があります。適切なサービスが提供できるよう、関係機関に各種研修会への参加を働きかけてまいります。

また、他市との連携のもと、必要に応じて重症心身障がい児者に対しての短期入所サービスを行ってまいります。

◆在宅生活を送る環境の整備や場の充実

地域での生活を安心して過ごすために、日常生活の場や身近な情報等を必要に応じて提供していきます。

また、障がいのある人の就労支援では、寒川町総合図書館での職場体験実習や事業所に対し庁舎内業務の委託、就労後の定着支援についても、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する相談体制の充実を図ります。障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主に対して障がいの理解や障がい者雇用に関する啓発活動を推進してまいります。

◆相談支援体制の充実と活用

町は、指定相談事業所を設置し、これまでに障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談を受け、相談支援事業所と連携して、適切なサービスに繋げることができるよう調整してまいりました。

㊦ 加えて、精神保健福祉施策の推進として、専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。

困難ケースについても自立支援協議会を活用し、問題解決を図ってまいります。

7. 地域生活支援事業の見通し（第5章）

■地域生活支援事業の実績及び見込量（P89～107）

事業名称		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 計画	平成29年度 見込
障害者相談支援事業		1箇所	1箇所	1箇所	2箇所
成年後見制度利用支援		2人	2人	2人	2人
コミュニケーション支援事業	設置	1人	1人	1人	1人
	派遣	26人	21人	17人	25人
日常生活用具給付事業		97件	102件	106件	136件
手話奉仕員養成研修事業		23人	19人	19人	32人
移動支援事業		9,250時間	6,310時間	1,527時間	10,906時間
地域活動支援センター機能 強化事業		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
訪問入浴サービス事業		6人	5人	5人	7人
更生訓練費給付事業		10人	11人	11人	13人
日中一時支援事業		47人	64人	77人	74人
社会参加推 進事業	スポーツ・レクリエー ション教室開催等事業	201人	205人	115人	220人
	自動車運転免許取得・改造 助成事業	0人	2人	1人	3人

※24年度、25年度は3月実績で、26年度は9月実績。

※箇所、人数、件数については実数値。時間数については延べ数値。

※スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については延べ数値。

※地域生活支援事業とは

必須事業	
(ア) 相談支援事業	障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行う。
(イ) ㊦ 成年後見制度利用支援事業（※1）	知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶため、本人に代わって、家庭裁判所において後見人等選任のための申立て手続きや費用負担を行います。
(ウ) コミュニケーション支援事業	障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と意思疎通を仲介するための、手話通訳者や要約筆記者の派遣、設置、また点訳による支援。
(エ) 日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具や自立支援用具、または排せつ管理支援用具などを給付。
(オ) ㊦ 手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者養成のための講座を開催することで、障がいのある人が積極的に社会へ参加できるような支援。
(カ) 移動支援事業	障がいがあり一人で外出することが困難な人を対象とした外出時の移動支援。
(キ) 地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会や場の提供、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能強化事業。
任意事業	
(ク) 訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の自宅に訪問し、入浴サービスを提供。
(ケ) 日中一時支援事業	障がいのある人に日中活動の場を確保し、家族に一時的な休息を提供することや、保護者が就労の機会を増やすことができるよう、障がいのある児童を学校の放課後など一時的に預かる。
(コ) 更生訓練費等給付事業	国制度の障がい福祉サービスのうち、就労移行支援や自立訓練の支給決定を受けている人や身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給。
(サ) 社会参加支援事業	卓球教室の開催やスポーツ大会への参加、身体に障がいのある人のために自動車運転免許取得や自動車改造費用の助成など、障がいのある人が積極的に社会参加できるような支援。

■地域生活支援事業の見込量確保のための方策（P108）

◆相談支援体制の強化

地域自立支援協議会において、相談支援ネットワークの構築及び地域の課題に対する取り組みを図ります。㊦ 寒川町社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度利用支援事業の活用にも繋げてまいります。

◆サービス提供事業所の整備

日中一時支援事業所が町内に1箇所、増えたところですが、移動支援につきましても、移動支援事業において適正な利用が出来るように見直しを行います。

◆地域支援体制の確立

イベントへの参加や障がいのある人の手作り品を公共施設内で展示、販売することなどにより、障がいのある人への一層の理解と協力を促していきます。

7. 寒川町内の障がい福祉サービス等提供事業者一覧

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

名 称	所在地	電 話
一般社団法人 湘南恵みの会 湘南恵みの会寒川	一之宮 1-16-38-101	26-1000
株式会社 かかわ Say-Ya	岡田 6-5-6	39-5723
株式会社 さくらハウス わたぼうし	宮山 3002-7	67-0265
株式会社 大樹苑 大樹苑わかば	倉見 2425-10	84-9184
株式会社 高晴企画 あい介護センター	小谷 1-1-3	72-0580
寒川町立ひまわり教室	宮山 934-1	75-6820
社会福祉法人 光友会 ライフ湘南 茶房留 2	岡田 935 司ビル	38-7220
社会福祉法人 湘南福祉センター下宿屋寒川	大曲 2-2-15 加バ・ハイ 101	72-0401
社会福祉法人湘南福祉センター 自立支援事業所 かっぱどっくり	大曲 3-10-17	72-5403
社会福祉法人 翔の会 けやぐ	宮山 500-97	82-4170
社会福祉法人 翔の会 サポートステーションすまいる	岡田 935 司ビル 107 号室	72-0175
社会福祉法人 翔の会 寒川 タンブー	岡田 610	75-3004
社会福祉法人 翔の会 studio トネリコ	岡田 3-18-5	75-0033
社会福祉法人 翔の会 生活相談室すまいる	岡田 935 司ビル 107 号室	72-0175
社会福祉法人 翔の会 つくしの家	岡田 610	75-3004
社会福祉法人 翔の会 つくしんぼ	岡田 610	75-3004
社会福祉法人 ひばり ハートピア湘南あすなろ	小動 767-1	73-4703
心和会 有限会社 エンジェル	岡田 2401-1	72-0670
地域活動支援センター F	宮山 34-3	84-9532
特定非営利法人 UCHI うち	大曲 1-15-3-304	38-8727
特定非営利活動法人 ともだち 友達	宮山 10-1	75-0667
有限会社 のぞみコーポレーション のぞみデイサービスジュニア	一之宮 9-28-21	72-0250
有限会社 のぞみコーポレーション のぞみケアマネクラブ	一之宮 9-28-21	72-0200



※にっこりマーケット（展示即売会）の様子（平成 26 年 12 月撮影）



※卓球教室の様子（平成 27 年 2 月撮影）

寒川町障がい者福祉計画（ダイジェスト版）

発行日 平成 27 年 3 月

発 行 寒川町

〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-74-5613

e-mail fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

編 集 寒川町福祉部福祉課障がい福祉担当